

島田市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前																																				
<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 経済動向分析</p> <p>1) ~6) 略</p> <p>7) 大型店の状況と変化</p> <p>■大型店の推移 略</p> <p>■主要な大型店 略</p> <p>■島田市中心市街地エリア大型店分布図</p> <p>略(図表)</p> <p><u>※市産業経済部</u></p> <p>8) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>[3] ~ [6] 略</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域</p> <p>[1] ~ [2] 略</p> <p>[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">要 件</th> <th style="text-align: center;">説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号要件 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第2号要件 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上とを総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</td> <td> 中心市街地の活性化は、上位計画と整合し、周辺地域との一体性も高いことから、その推進により本市全体及び周辺市町に効果を及ぼし、地域全体の活力向上につながる。 (1) 略 (2) 島田市都市計画マスタープラン(令和2年3月改定) 略 (3) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月策定) 略 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 略</p> <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 具体的事業の内容</p> <p>(1) ~ (2) ① 略</p> <p>(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業名、内容及び実施時期</th> <th>実施主体</th> <th>中心市街地の活性化を実現する</th> <th>支援措置の内容</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要 件	説 明	第1号要件 略	略	第2号要件 略	略	第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上とを総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	中心市街地の活性化は、上位計画と整合し、周辺地域との一体性も高いことから、その推進により本市全体及び周辺市町に効果を及ぼし、地域全体の活力向上につながる。 (1) 略 (2) 島田市都市計画マスタープラン(令和2年3月 改定) 略 (3) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月 策定) 略	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する	支援措置の内容	その他						<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 経済動向分析</p> <p>1) ~6) 略</p> <p>7) 大型店の状況と変化</p> <p>■大型店の推移 略</p> <p>■主要な大型店 略</p> <p>■島田市中心市街地エリア大型店分布図</p> <p>略(図表)</p> <p><u>※市産業観光部</u></p> <p>8) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>[3] ~ [6] 略</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域</p> <p>[1] ~ [2] 略</p> <p>[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">要 件</th> <th style="text-align: center;">説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号要件 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第2号要件 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上とを総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</td> <td> 中心市街地の活性化は、上位計画と整合し、周辺地域との一体性も高いことから、その推進により本市全体及び周辺市町に効果を及ぼし、地域全体の活力向上につながる。 (1) 略 (2) 島田市都市計画マスタープラン(令和2年3月改定予定) 略 (3) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月策定予定) 略 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 略</p> <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 具体的事業の内容</p> <p>(1) ~ (2) ① 略</p> <p>(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業名、内容及び実施時期</th> <th>実施主体</th> <th>中心市街地の活性化を実現する</th> <th>支援措置の内容</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要 件	説 明	第1号要件 略	略	第2号要件 略	略	第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上とを総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	中心市街地の活性化は、上位計画と整合し、周辺地域との一体性も高いことから、その推進により本市全体及び周辺市町に効果を及ぼし、地域全体の活力向上につながる。 (1) 略 (2) 島田市都市計画マスタープラン(令和2年3月 改定予定) 略 (3) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月 策定予定) 略	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する	支援措置の内容	その他					
要 件	説 明																																				
第1号要件 略	略																																				
第2号要件 略	略																																				
第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上とを総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	中心市街地の活性化は、上位計画と整合し、周辺地域との一体性も高いことから、その推進により本市全体及び周辺市町に効果を及ぼし、地域全体の活力向上につながる。 (1) 略 (2) 島田市都市計画マスタープラン(令和2年3月 改定) 略 (3) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月 策定) 略																																				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する	支援措置の内容	その他																																	
要 件	説 明																																				
第1号要件 略	略																																				
第2号要件 略	略																																				
第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上とを総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	中心市街地の活性化は、上位計画と整合し、周辺地域との一体性も高いことから、その推進により本市全体及び周辺市町に効果を及ぼし、地域全体の活力向上につながる。 (1) 略 (2) 島田市都市計画マスタープラン(令和2年3月 改定予定) 略 (3) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月 策定予定) 略																																				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する	支援措置の内容	その他																																	

		ための位置付け及び必要性	及び実施時期	の事項
大井川左岸旧堤線改良事業 〔内容〕 大井川左岸旧堤線の整備 整備延長 460m 幅員 12m 〔実施時期〕 R1～ <u>R5</u>	島田市	大井川左岸旧堤線を整備し、安全性・快適性・利便性の向上を図ることで、スポーツ施設及び広域避難地である大井川緑地へのアクセス強化、JR島田駅南側の回遊性の向上につなげる。	・社会資本整備 総合交付金（道路事業） ・区域にかかる 延長 460m 〔実施時期〕 R1～R2	
蓬萊橋線改良事業 〔内容〕 蓬萊橋線の整備 整備延長110m 幅員12～18m 〔実施時期〕 H28～ <u>R4</u>	島田市	周辺には、蓬萊橋とショッピングセンターがあり、人通りも多いことから、車両・歩行者の安全を図る必要があるため、（県）河原大井川港線との交差点改良及び、未整備となっている歩道を整備して蓬萊橋までの歩行者の動線を確保する。	・社会資本整備 総合交付金（道路事業） ・区域にかかる 延長 110m 〔実施時期〕 H28～ <u>R2</u>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>大井川左岸旧堤線改良事業【再掲】</u> 〔内容〕 <u>大井川左岸旧堤線の整備</u> <u>整備延長 460m</u> <u>幅員 12m</u> 〔実施時期〕 <u>R1～R5</u>	<u>島田市</u>	<u>大井川左岸旧堤線を整備し、安全性・快適性・利便性の向上を図ることで、スポーツ施設及び広域避難地である大井川緑地へのアクセス強化、JR島田駅南側の回遊性の向上につなげる。</u>	<u>・社会資本整備</u> <u>総合交付金（道路事業）</u> <u>・区域にかかる</u> <u>延長 460m</u> <u>〔実施時期〕</u> <u>R3～R5</u>	
<u>蓬萊橋線改良事業【再掲】</u> 〔内容〕 <u>蓬萊橋線の整備</u> <u>整備延長110m</u> <u>幅員12～18m</u> 〔実施時期〕 <u>H28～R4</u>	<u>島田市</u>	<u>周辺には、蓬萊橋とショッピングセンターがあり、人通りも多いことから、車両・歩行者の安全を図る必要があるため、（県）河原大井川港線との交差点改良及び、未整備となっている歩道を整備して蓬萊橋までの歩行者の動線を確保する。</u>	<u>・社会資本整備</u> <u>総合交付金（道路事業）</u> <u>・区域にかかる</u> <u>延長 110m</u> <u>〔実施時期〕</u> <u>R3～R4</u>	
<u>島田市</u> 狭あい道路拡幅整備促進事業 〔内容〕セットバック部分を市に寄付していただき、道路の拡幅を図る。 〔実施時期〕 H24～	島田市	地籍調査事業実施区域で、かつ市道認定された建築基準法第42条第2項に規定する道路のセットバック部分を市に寄付していただき、居住環境の向上を図る。	社会資本整備 総合交付金（住環境整備事業（狭あい道路整備等促進事業）） 〔実施時期〕 R3～R5	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

		ための位置付け及び必要性	及び実施時期	の事項
大井川左岸旧堤線改良事業 〔内容〕 大井川左岸旧堤線の整備 整備延長 460m 幅員 12m 〔実施時期〕 R1～ <u>R2</u>	島田市	大井川左岸旧堤線を整備し、安全性・快適性・利便性の向上を図ることで、スポーツ施設及び広域避難地である大井川緑地へのアクセス強化、JR島田駅南側の回遊性の向上につなげる。	・社会資本整備 総合交付金（道路事業） ・区域にかかる 延長 460m 〔実施時期〕 R1～R2	
蓬萊橋線改良事業 〔内容〕 蓬萊橋線の整備 整備延長110m 幅員12～18m 〔実施時期〕 H28～ <u>R5</u>	島田市	周辺には、蓬萊橋とショッピングセンターがあり、人通りも多いことから、車両・歩行者の安全を図る必要があるため、（県）河原大井川港線との交差点改良及び、未整備となっている歩道を整備して蓬萊橋までの歩行者の動線を確保する。	・社会資本整備 総合交付金（道路事業） ・区域にかかる 延長 110m 〔実施時期〕 H28～ <u>R5</u>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>新規追加</u>				
<u>新規追加</u>				
<u>(仮称)</u> 狭あい道路拡幅整備促進事業 〔内容〕セットバック部分を市に寄付していただき、道路の拡幅を図る。 〔実施時期〕 H24～	島田市	地籍調査事業実施区域で、かつ市道認定された建築基準法第42条第2項に規定する道路のセットバック部分を市に寄付していただき、居住環境の向上を図る。	社会資本整備 総合交付金（住環境整備事業（狭あい道路整備等促進事業）） 〔実施時期〕 R3～R5	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

公共空間にぎわい創出事業 略	略	略	略	略
(仮称) 島田市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金 [内容] 施設の誘導を支援し、施設の立地促進につなげる。 [限度額等] 1年度あたり100万円(交付期間は3年間) [実施時期] <u>R6</u> ～	島田市	島田市都市計画マスタープランに掲げる、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを実現するため、立地適正化計画に定めた都市機能誘導区域及び地域拠点区域の誘導施設の立地促進につなげる。		<u>令和6年度</u> より、社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)を活用予定。

5. 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ～ (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
島田市 <u>特定空き家解体事業費補助金</u> [内容] 空き家の解体を支援し、新たな定住促進に繋げる。 [実施時期] R2～	島田市	中心市街地内 <u>を含む</u> 危険な空き家を解体撤去する人に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、新たな定住促進等の促進につなげる。	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業(住宅地区改良事業)) [実施時期] <u>R3～R6</u>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
中古住宅購入奨励金事業 [内容] 中古住宅の購入者へ奨励金を交付し、転入の促進と空き家の解消を図る。 [実施時期] <u>R2</u>	島田市	対象エリアを限定し、中古住宅を購入するものへ奨励金を交付することにより、中心市街地への転入を促進するとともに空き家の解消を図る。	地方創生推進交付金 [実施時期] <u>R2</u>	
略	略	略	略	略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

公共空間にぎわい創出事業 略	略	略	略	略
(仮称) 島田市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金 [内容] 施設の誘導を支援し、施設の立地促進につなげる。 [限度額等] 1年度あたり100万円(交付期間は3年間) [実施時期] <u>R3</u> ～	島田市	島田市都市計画マスタープランに掲げる、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを実現するため、立地適正化計画に定めた都市機能誘導区域及び地域拠点区域の誘導施設の立地促進につなげる。		<u>令和3年度</u> より、社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)を活用予定。

5. 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ～ (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
島田市 <u>危険空家等解体補助金</u> [内容] 空き家の解体を支援し、新たな定住促進に繋げる。 [実施時期] R2～	島田市	中心市街地内 <u>の</u> 危険な空き家を解体撤去する人に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、新たな定住促進等の促進につなげる。	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業(住宅地区改良事業)) [実施時期] <u>R2～R4</u>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
中古住宅購入奨励金事業 [内容] 中古住宅の購入者へ奨励金を交付し、転入の促進と空き家の解消を図る。 [実施時期] <u>R3</u> ～	島田市	対象エリアを限定し、中古住宅を購入するものへ奨励金を交付することにより、中心市街地への転入を促進するとともに空き家の解消を図る。	地方創生推進交付金 [実施時期] <u>R3</u> ～	
略	略	略	略	略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(仮称) 島田市居住誘導事業 [内容] 新築住宅の購入者へ奨励金を交付し、転入の促進と空き家の解消を図る。 [実施時期] R3～	島田市	島田市立地適正化計画 <u>(R3策定)</u> に基づく、都市機能誘導区域、居住誘導区域で新築を購入するものに奨励金を交付することにより、中心市街地への転入を促進する。		
<u>中古住宅購入奨励金事業【再掲】</u> [内容] <u>中古住宅の購入者へ奨励金を交付し、転入の促進と空き家の解消を図る。</u> [実施時期] R3～	<u>島田市</u>	<u>対象エリアを限定し、中古住宅を購入するものへ奨励金を交付することにより、中心市街地への転入を促進するとともに空き家の解消を図る。</u>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ～ (2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(仮称) 酒蔵リニューアル事業 [内容] 市内唯一の酒蔵をリニューアルすることにより、にぎわいを創出する。 [実施時期] <u>R4～R6</u>	株式会社大村屋酒造場	市内唯一の酒蔵である株式会社大村屋酒造場の自社工場をリニューアルし、見学スペースを兼ねた新工場と商業店舗及び広場を設置する。このことにより、にぎわいの創出と回遊性の向上を図る。	<u>地域商業機能複合化推進事業</u> [実施時期] <u>R5～R6</u>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(2) ②へ移設</u>				
略	略	略	略	略

(4) 略

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(仮称) 島田市居住誘導事業 [内容] 新築住宅の購入者へ奨励金を交付し、転入の促進と空き家の解消を図る。 [実施時期] R3～	島田市	島田市立地適正化計画 <u>(R2策定予定)</u> に基づく、都市機能誘導区域、居住誘導区域で新築を購入するものに奨励金を交付することにより、中心市街地への転入を促進する。		
<u>新規追加</u>				

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ～ (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3) から移設</u>				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(仮称) 酒蔵リニューアル事業 [内容] 市内唯一の酒蔵をリニューアルすることにより、にぎわいを創出する。 [実施時期] <u>R2～R4</u>	株式会社大村屋酒造場	市内唯一の酒蔵である株式会社大村屋酒造場の自社工場をリニューアルし、見学スペースを兼ねた新工場と商業店舗及び広場を設置する。このことにより、にぎわいの創出と回遊性の向上を図る。	<u>商店街活性化・観光消費創出事業</u> [実施時期] <u>R3～R4</u>	
略	略	略	略	略

(4) 略

8. 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化に係る担当の配置

中心市街地活性化基本計画の作成、施策・事業の検討、担当部局間の連携を図るための事務を主として産業経済部商工課が担っている。

◇産業経済部商工課 3人

(2)～(4) 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 略

(2) 構成員及び開催状況

・構成団体について

略

・開催状況

① 略

②開催日：令和4年5月18日（書面） 内 容：定期フォローアップ

③開催日：令和4年12月14日 内 容：変更認定申請 等

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 略

(2) 島田市都市計画マスタープラン（令和2年3月改定）

略

(3) 第2期島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）

略

[2]～[4] 略

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 略

[2]

(1) 略

(2) 島田市都市計画マスタープランとの整合（令和2年3月改定）

略

[3] その他の事項

(1) 国の地域活性化施策との連携

①第2期島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）

略

②各種計画の策定状況

・地方版総合戦略（平成27年10月策定、平成30年9月改定、令和2年3月策定）、地域再生計画（平成28年8月、平成29年2月策定）、立地適正化計画（令和4年3月策定業務）、地域公共交通網形成計画（検討中）

12. 略

8. 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化に係る担当の配置

中心市街地活性化基本計画の作成、施策・事業の検討、担当部局間の連携を図るための事務を主として産業観光部商工課が担っている。

◇産業観光部商工課 3人

(2)～(4) 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 略

(2) 構成員及び開催状況

・構成団体について

略

・開催状況

① 略

新規追加

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 略

(2) 島田市都市計画マスタープラン（令和2年3月改定予定）

略

(3) 第2期島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定予定）

略

[2]～[4] 略

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1]

[2]

(1) 略

(2) 島田市都市計画マスタープランとの整合（令和2年3月改定予定）

略

[3] その他の事項

(1) 国の地域活性化施策との連携

①第2期島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定予定）

略

②各種計画の策定状況

・地方版総合戦略（平成27年10月策定、平成30年9月改定、令和2年3月策定予定）、地域再生計画（平成28年8月、平成29年2月策定）、立地適正化計画（令和2年策定業務）、地域公共交通網形成計画（検討中）

12. 略